

生駒市規則第30号

生駒市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月12日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則

生駒市消防団の組織等に関する規則（平成29年12月生駒市規則第34号）
の一部を次のように改正する。

附則第3項（見出しを含む。）中「令和6年4月2日から令和8年4月1日まで
の間における」を削り、「については」の次に「、令和6年4月2日から当分の間
」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。